

昭和四十五年人事院規則一八一〇

人事院規則一八一〇（職員の国際機関等への派遣）

人事院は、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第十七号）に基づき、職員の国際機関等への派遣に関し次の人事院規則を制定する。

人事院規則一八一〇（昭和四十六年一月十六日施行）

（派遣除外職員）

第一条 派遣法第二条第一項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 非常勤職員
- 二 臨時的職員その他任期を限られた常勤職員
- 三 条件付採用期間中の職員
- 四 法第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
- 五 勤務延長職員
- 六 休職者
- 七 停職者
- 八 官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員
- 九 法科大学院派遣法第四条第三項又は第十一条第一項の規定により派遣されている職員
- 十 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項又は第八十九条の三第七項に規定する派遣職員
- 十一 令和七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定する派遣職員
- 十二 令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第七項に規定する派遣職員
- 十三 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）第二条第四項の規定により弁護士となつてその職務を行う職員

（派遣先機関）

第二条 派遣法第二条第一項第三号に規定する規則で定める機関は、次に掲げる機関とする。

- 一 外国の州又は自治体の機関
- 二 外国の学校、研究所又は病院
- 三 前二号に掲げるもののほか、指令で定める機関

（任命権者）

第三条 派遣法第二条第一項の規定により職員を派遣することができる任命権者（以下「任命権者」という。）には、併任に係る官職の任命権者は含まれないものとする。

（派遣期間）

第四条 任命権者は、五年を超える期間を定めて職員を派遣するときは、人事院に協議しなければならない。

2 派遣の期間は、職員の同意を得て、これを更新することができる。

3 第一項の規定は、派遣の期間を更新する場合において、派遣の期間が引き続き五年を超えることとなるとき及び引き続き五年を超えて派遣されている職員の派遣の期間を更新する場合に準用する。ただし、派遣の期間が五年を経過する際に、後任者への事務引継、派遣法第二条第一項の規定により派遣された職員が従事する事業の終了の遅延等の事由により、引き続き五年を超えて派遣の期間を更新する必要がある場合であつて、当該更新によつても派遣の期間が引き続き五年三月を超えないこととなるときは、この限りでない。

（派遣職員の保有する官職）

第五条 派遣法第二条第一項の規定により派遣された職員（第十条第一項の職員を含む。以下「派遣職員」という。）は、派遣された時（第十条第一項の職員にあつては、派遣職員となつた時）占めていた官職又はその派遣の期間中に異動した官職を保有するものとする。ただし、併任に係る官職については、この限りでない。

2 前項の規定は、当該官職を他の職員をもつて補充することを妨げるものではない。

（人事異動通知書の交付）

第六条 任命権者は、派遣法第二条第一項の規定により職員を派遣する場合、派遣職員の派遣の期間を更新する場合、派遣職員を職務に復帰させる場合又は派遣職員が派遣の期間の満了によつて職務に復帰した場合には、当該職員に規則八一〇二（職員の任免）第五十八条の規定による人事異動通知書（以下「人事異動通知書」という。）を交付しなければならない。

（派遣職員の給与）

第七条 派遣職員には、人事院の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給する。

2 派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると人事院が認めるときは、前項の規定にかかわらず、派遣職員には給与を支給しない。

3 第一項の規定による給与は、あらかじめ職員の指定する者に対して支払うことができる。

（平均給与額）

第八条 派遣法第六条第二項に規定する平均給与額は、派遣の期間（第十条第一項の職員にあつては、従前の休職の期間）の初日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間にその職員に対して支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額とする。

2 前項に規定する給与の種類については、補償法第四条第二項（国際平和協力手当及びイラク人道復興支援等手当に係る部分を除く。）並びに規則一六一〇（職員の災害補償）第八条の二、第九条及び第十一条に定めるところによる。この場合において、同規則第八条の二中「補償法第四条第一項に規定する期間の」とあるのは「規則一八一〇（職員の国際機関等への派遣）第八条第一項に規定する平均給与額の算定の基礎となる期間（以下「算定基礎期間」という。）の」と、「同規則」とあるのは「規則九一二四」と、「事故発生日（負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病の発生が確定した日をいう。以下同じ。）」とあるのは「派遣法第二条第一項の規定による派遣の期間の初日の前日（以下「派遣等の前日」という。）」と、「補償法第四条第一項に規定する期間に」とあるのは「算定基礎期間に」と、「同項」とあるのは「規則一八一〇第八条第一項」と、同規則第九条中「事故発生日」とあるのは「派遣等の前日」とする。

3 前二項の規定によつてもなお平均給与額を計算することができない場合又はこれらの規定によつて計算した平均給与額が公正を欠く場合は、実施機関が人事院の承認を得て、別に平均給与額を定めるものとする。ただし、当該承認を得ていない場合において、規則一六一四（補償及び福祉事業の実施）第六条第二項（同規則第十一条の四又は第十三条において準用する場合を含む。）、同規則第十一条第二項

附 則（平成一七年二月一日人事院規則一一四二）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年二月一日人事院規則一一四三）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年一二月一五日人事院規則一一四六）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年三月一八日人事院規則八一一二一七）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年五月二九日人事院規則一一五四）抄

（施行期日）

- 第一条** この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年七月二七日人事院規則一八—〇—五）抄

（施行期日）

- 第一条** この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き派遣されている職員（人事院が定める職員を除く。）に係る施行日における改正後の規則一八—〇第七条第一項の規定による給与の支給割合（以下この条において「新支給割合」という。）が、施行日の前日における改正前の規則一八—〇第七条第一項又は第二項の規定による給与の支給割合（以下この条において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る改正後の規則一八—〇第七条第一項の規定による給与の支給割合とする。

- 一 施行日から平成二十三年九月三十日まで 百分の百
- 二 平成二十三年十月一日から平成二十四年九月三十日まで 百分の七十
- 三 平成二十四年十月一日から平成二十五年九月三十日まで 百分の四十

第三条 施行日から平成二十三年三月三十一日までの間に、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された職員（人事院が定める職員を除く。）に係る当該新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日における改正後の規則一八—〇第七条第一項の規定による給与の支給割合（以下この条において「新支給割合」という。）が、これらの日において改正前の規則一八—〇第七条第一項又は第二項の規定を適用したとした場合におけるこれらの規定による給与の支給割合（以下この条において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る改正後の規則一八—〇第七条第一項の規定による給与の支給割合とする。

- 一 施行日から平成二十三年九月三十日まで 百分の百
- 二 平成二十三年十月一日から平成二十四年九月三十日まで 百分の七十
- 三 平成二十四年十月一日から平成二十五年九月三十日まで 百分の四十

附 則（平成二六年三月三一日人事院規則一八—〇—六）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年六月二四日人事院規則一一六六）

この規則は、平成二十七年六月二十五日から施行する。

附 則（平成二九年五月一九日人事院規則一一七〇）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年五月二三日人事院規則一一七三）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年四月一日人事院規則一八—〇—七）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年六月一二日人事院規則一一七五）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日人事院規則一一七六）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年九月一日人事院規則一一七七）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年一二月二四日人事院規則八—一—一七）抄

（施行期日）

- 第一条** この規則は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（令和四年二月一八日人事院規則一一七九）抄

（施行期日）

- 第一条** この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（定義）

第二条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 令和三年改正法 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）をいう。
- 二 令和五年旧法 令和三年改正法第一条の規定による改正前の法をいう。
- 三 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。
- 四 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。
- 五 定年前再任用短時間勤務職員 法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。
- 六 施行日 この規則の施行の日をいう。

七 旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員をいう。
(雑則)

第二十五条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附 則 (令和四年六月二四日人事院規則一八—八一)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年七月一日人事院規則一八—〇—一八)

この規則は、公布の日から施行する。
